

公益社団法人日本口腔外科学会学術奨励賞の選考に関する細則

- 第1条 この細則は、公益社団法人日本口腔外科学会の学会賞に関する規程第2条第2号に定める学術奨励賞について、選考基準及び選考手続を定める。
- 第2条 学術奨励賞は、若手会員の優秀な業績に対して授与する。
- 第3条 学術奨励賞の受賞者は若干名とする。
- 第4条 学術奨励賞の受賞者は日本口腔外科学会雑誌及び **Journal of Oral and Maxillofacial Surgery, Medicine, and Pathology** に掲載された論文の筆頭著者で、論文の採択日で満45歳未満、会員歴3年以上の者のうちから選考される。
- 第5条 学術奨励賞の受賞者は、学術奨励賞等選考委員会の選考・推薦により、理事会においてこれを決定する。ただし、同一人の受賞は1回限りとする。
- 第6条 学術奨励賞の対象となる業績は、選考の前年に発行された日本口腔外科学会誌に掲載された論文（原著論文に限らない）及び **Journal of Oral and Maxillofacial Surgery, Medicine, and Pathology** に掲載された論文（Original research Article）とする。ただし、二次出版の論文は対象としない。
- 第7条 学術奨励賞の選考にあたって、受賞候補者・論文に関する学術奨励賞等選考委員会委員は当該審査に加わらないものとする。
- 第8条 学術奨励賞の副賞は20万円とする。

付 則

- 1 この細則は、平成13年9月25日から施行する。
- 2 平成15年 9月29日一部改訂
- 3 平成18年 7月 5日一部改訂
- 4 2012年 9月 3日一部改訂
- 5 2012年12月10日一部改正
- 6 2013年 8月 5日一部改正
- 7 2014年 9月29日一部改正
- 8 2017年 4月10日一部改正
- 9 2019年10月 7日一部改正
- 10 2024年 4月22日一部改正